
プロジェクト

項目 第 25 回サステナビリティ基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 25 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 11 月 16 日開催）において聞かれた意見をまとめたものである。審議事項の番号は、第 25 回サステナビリティ基準委員会における資料番号を示している。

聞かれた意見

IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発に対する意見（審議事項 A1、A2 関連）

「合理的で裏付け可能な情報」に対する意見（審議事項 A1-2 関連）

2. 「報告期間の末日において」という点について、後発事象との関係を考慮すると、実務上はサステナビリティ関連財務開示の公表承認日までに入手した情報に基づき開示を作成することになると考えられるため、この点を明確化すべきである。

（文案）

3. 補足文書の文案において「サステナビリティ開示関連のリスク又は機会に関する情報の利用者にとっての有用性が大きいほど、当該情報を入手するための企業の労力は大きくなることが期待される」と言及されている。意図を明確化するために、「相対的に大きな労力が求められる」というような表現としてはどうか。
4. 補足文書の文案に記載されている適用例については、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の結論の根拠を参考にしていると理解しているが、全体的に直訳のような言葉遣いになっている。異なる意味にならない範囲で、より分かりやすい記述を検討してはどうか。

「国家の安全保障等に関する情報の開示」に対する意見（審議事項 A1-3 関連）

5. 有価証券報告書における「事業等のリスク」の開示を見ると、多くの企業がサイバーセキュリティに関するリスクを開示している。そのような開示自体は「国家の安

全保障等を脅かす可能性がある情報」には該当しないと考えているが、関連する指標等がこれに該当する可能性があることを認識している。この定めに基づき情報を省略した場合、当該情報が「国家の安全保障等を脅かす可能性がある情報」に該当すると企業が判断した理由についても開示を求め、透明性を確保すべきである。この理由自体を開示しても、国家の安全保障等を脅かすとは見込まれないと考えられる。

6. どの情報が「国家の安全保障等を脅かす可能性がある情報」に該当するかを決定するアプローチとして、「基準設定主体においてその範囲を定めるアプローチ」と「企業においてその範囲を定めることとするアプローチ」の2つが検討され、後者のアプローチを採用することが提案されているが、前者のアプローチを採用し、例えば実例を挙げて検討することもあり得るのではないか。
7. 「国家の安全保障等を脅かす可能性がある情報」は、法令等により開示が禁止されていない場合であっても、関連する契約において守秘義務が課せられている場合が多く、開示することで契約違反となる可能性がある。このような場合との関係を整理してはどうか。
8. 任意開示の下での「国家の安全保障等を脅かす可能性がある情報」に関する開示例が紹介されているが、SASB スタンドアードにおける指標に関連して紹介されている違反事案件数は、利用者の観点からは、むしろ企業が積極的に開示すべき項目である。この開示例を提案の根拠の1つとすることは、観点が少し異なるのではないか。
9. 複数の法域に子会社を有する企業の場合、「国家の安全保障等」は関連する各法域の安全保障等を指すと考えられるが、その点を明確化する必要はないか。
10. 報告企業自身が、ある情報が「国家の安全保障等を脅かす可能性がある情報」であるかどうかを判断するのは難しい可能性がある。例えば「報告企業自身の事業の継続において著しい損害をもたらす、その結果として社会的に著しい損害をもたらす可能性がある情報」というように報告企業自身への影響の観点から説明し、対象となる情報の範囲を明確化することにより、この定め趣旨を明確化する必要はないか。
11. 具体的にどのような情報が「国家の安全保障等を脅かす可能性がある情報」に該当するかを説明した上で、限定的な範囲の定めであると理解されるような説明を行うことにより、この定めが際限なく適用されるリスクを回避すべきである。

(文案)

12. 当委員会が開発するサステナビリティ開示基準において、スコープ3 温室効果ガス排出を見積ることが実務上不可能であると判断するのは「稀な場合である」と定めることが提案されたことと同様に、この開示の省略を容認する定めについても、基準本文において「稀な場合である」と説明し、強調することも考えられる。
13. 「国家の安全保障等」の「等」はその対象が不明確であり、削除すべきではないか。

「スコープ3 温室効果ガス排出の絶対総量の開示における重要性の判断の適用」に対する意見（審議事項 A2-1 関連）

14. 当委員会が開発するサステナビリティ開示基準の公開草案を公表する際には、このような定量的な閾値を設けるべきかどうか、また設ける場合はどのような閾値とすべきかについて、広く意見を求めることを提案する。
15. スコープ3 温室効果ガス排出の開示は依然として発展途上にある。開示実務の蓄積が少ない現状において、実務の全体像が十分に把握される前に定量的な閾値を設定することは、時期尚早であると考えられる。
16. 前報告年度において開示したスコープ3 温室効果ガス排出の絶対総量を基準として閾値を判断することが提案されているが、M&A 等により前報告年度と大きく状況が変化した場合の取扱いを明確化すべきである。
17. 前報告年度において開示したスコープ3 温室効果ガス排出の絶対総量の100分の1以下の排出量となるカテゴリーを測定範囲に含めないという例外の定めを適用した企業と比較し、当該定めを適用しないで原則どおりすべてのカテゴリーを測定範囲に含めた企業のスコープ3 温室効果ガス排出の絶対総量は、相対的に多くなってしまう場合もあると考えられるが、このような状況を考慮する必要はないか。
18. 重要性の乏しいカテゴリーについては、測定範囲に含めないのではなく、開示を作成する際に、そのようなカテゴリーの排出量は集約して開示することができることも考えられる。
19. 重要性の乏しいカテゴリーに該当するかどうかを判断するために、結局15のカテゴリーすべてを計算する必要がある場合もあるため、「前報告年度において開示したスコープ3 温室効果ガス排出の絶対総量の100分の1以下の排出量となることが見込まれるカテゴリー」としてはどうか。

20. 100 分の 1 という定量的な閾値を設けることにより、前報告年度において開示したスコープ 3 温室効果ガス排出の絶対総量の 100 分の 1 を超える排出量となるカテゴリは重要性があるということになり、結果的に一部の企業にとっては負担が増大する可能性があることについて検討すべきである。
21. 本来、スコープ 3 温室効果ガス排出の絶対総量はサステナビリティ関連のリスク及び機会のベンチマークに用いる指標であるため、このようなリスク及び機会に対応する数値を開示すべきである。定量的な閾値を設けることにより、当該閾値を超えるカテゴリについては、リスク又は機会を識別しているかどうかにかかわらず開示が求められる可能性があり、適切ではないと考える。
22. 「100 分の 1」という閾値は、財務会計では慣習上使われている閾値と考えられるが、本提案では、日本版 S1 基準における重要性の判断を、スコープ 3 温室効果ガス排出のカテゴリに対して適用した場合の具体的な定めが設けられているとの理解である。
23. 他の定めと比較して、重要性の乏しいカテゴリに関しては具体的な定めを設けることが提案されているが、基準全体のバランスの観点から、このような具体的な定めを設けるべきかどうか疑問である。
24. 「前報告年度において開示したスコープ 3 温室効果ガス排出の絶対総量の 100 分の 1 以下の排出量となるカテゴリ」であっても、利用者の意思決定に影響を与える場合がある。特に開示実務の初期においては、企業が自らのリスク及び機会並びに重要性がある情報について熟考し判断することが重要である。定量的な閾値を設けることで、それを下回っている場合にはそのような熟考及び判断が必要ないという誤解を企業に与える可能性がある。
25. 定量的な閾値は、当委員会が開発するサステナビリティ開示基準を構成する範囲に含めるのではなく、ハンドブックのような補足文書に記載することを検討してはどうか。その場合、GHG プロトコルのスコープ 3 基準における、「報告企業の活動に関連するカテゴリを識別するための定性的規準」の表に組み込んで記載することも一案である。
26. 適用初年度において、同業他社が過年度に開示した排出量を参考にすることができるとされているが、「同業他社」を同じ産業に属する企業と解釈すると、スコープ 3 温室効果ガス排出のカテゴリの重要性が同じ傾向にならない可能性があり、例えば「類似のビジネス・モデルを有する」などとしてはどうか。

(文案)

27. 適用初年度の取扱いとして、排出量が大きい上位3つのカテゴリーのスコープ3温室効果ガス排出の絶対総量を測定するものの、その100分の1以下の排出量となるカテゴリーを開示しないことができ、最終的に開示されるカテゴリーが1つ又は2つとなる場合もあると理解している。この点を理解しやすいように、言葉遣いを工夫してはどうか。
28. 結論の背景において、上位3つのカテゴリーでスコープ3温室効果ガス排出の90%以上を占めていれば、測定の範囲を当該3つのカテゴリーに限定しても一般目的財務報告書の主要な利用者の判断を誤らせる可能性は低いと説明している。しかし、スコープ3温室効果ガス排出に関する情報の利用方法はさまざまであり、当該説明が適切かどうか疑問である。例えば「企業のスコープ3温室効果ガス排出に関する傾向を一定程度示している」といった記述とすることが考えられる。
29. 「生成した温室効果ガス排出」という表現は、例えば「排出した温室効果ガス」といった表現の方が分かりやすいのではないか。

以 上